

調達管理番号・案件名	
26a00202 パラオ国歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト	

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月8日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	12	「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」(4)事業対象範囲	アクセシビリティの関係からコロール州及びバベルダオブ島にある約30か所の日本遺産が対象と記載があるが、具体的に対象となる30か所は確定されていますでしょうか。また、特定されている場合、遺産名を事前に共有いただくことは可能でしょうか。	「(8) 調査項目1:日本関連遺産の整理・データベース化」の業務において、企画競争説明書P.42 2)公開資料に示されているPalau [National] Register of Historic Places LIST OF REGISTERED SITES (by States)のリンク先のリストを基に、(4)事業対象範囲における日本関連遺産(約30カ所)を事業開始後に特定します。
2	13	第2章 特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)本事業の地域振興計画に期待される内容と法的位置づけ	本事業では、当該計画がプロジェクト終了までに先方政府内で正式に承認されるよう、必要な支援まで実施するものとする。とありますが、p.27の報告書の提出時期では、地域振興計画ドラフトファイナルレポートの提出時期が契約履行期限末日の約3カ月前、地域振興計画ファイナルレポートが最終JCC前となります。計画書の正式承認は、他の国の事例ではありますが、半年から1年ほどかけて承認プロセスが行われます。仮に地域振興計画ドラフトファイナルレポートができた時点から承認プロセスを開始したとしても、現地政府での手続きのこともあるため、プロジェクト期間中に承認されるのは難しいと思われれます。例えば、どう書くか位置づけることが想定されているSustainable Tourism Strategy (2025-2028)は、2024年12月までドラフトレポートを元にステークホルダー会議が実施され、2025年6月に大統領と閣議によって承認がされたとされています。もしプロジェクト期間中に承認を目指すのであれば、遅くとも地域振興計画ドラフトレポートが契約履行期限末日の1年前、地域振興計画ファイナルレポートが、契約履行期限末日の6カ月前には完成している必要はないでしょうか。	質問番号3に対する回答のとおりです。
3	13	※別途質問で同様の内容を記載しているかと存じます。誤字がございましたので、こちらを回答頂ければ幸いです。 第2章 特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)本事業の地域振興計画に期待される内容と法的位置づけ	本事業では、当該計画がプロジェクト終了までに先方政府内で正式に承認されるよう、必要な支援まで実施するものとする。とありますが、p.27の報告書の提出時期では、地域振興計画ドラフトファイナルレポートの提出時期が契約履行期限末日の約3カ月前、地域振興計画ファイナルレポートが最終JCC前となります。計画書の正式承認は、他の国の事例ではありますが、半年から1年ほどかけて承認プロセスが行われます。仮に地域振興計画ドラフトファイナルレポートができた時点から承認プロセスを開始したとしても、現地政府での手続きのこともあるため、プロジェクト期間中に承認されるのは難しいと思われれます。例えば、同格と位置づけることが想定されているSustainable Tourism Strategy (2025-2028)は、2024年12月までドラフトレポートを元にステークホルダー会議が実施され、2025年6月に大統領と閣議によって承認がされたとされています。	本事業では、「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (5) 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画の策定」のとおり、プロジェクト終了までに先方政府が承認プロセスに必要な書類一式をそろえ、終了後も先方政府側で手続きが進む体制を構築するところまでを業務として想定します。
4	14	第3条 2. (8) 調査項目1:日本関連遺産の整理・データベース化	「一部の情報についてはパラオ語での記載や記載内容が古い、又は欠損している状況が見られる」とありますが、パラオ語表記を英語表記に変えるに当たり、本業務の一般業務費で翻訳者を備える必要がありますでしょうか。それとも、歴史保存局の職員が業務の一環として表記変更を行うことが想定されているのでしょうか。	翻訳者の備上は想定しておりません。CPIには英語は勿論のこと、パラオ語に対応可能な人材が含まれていることから、当該職員が業務の一環として対応することを想定しております。また、必要に応じてAI技術等も活用し、効率的に作業を実施いただくことを想定しております。
5	16	各調査の実施方針:(8) 調査項目1:日本関連遺産の整理・データベース化	PALARISが保留する既存地図データベースと連携した基礎情報の体系的な整理を行うとありますが、PALARISで管理している情報を連携いただけるという理解で問題ないでしょうか。こういった形式でデータをいただけるか確定しておりますらご教示いただけますと幸いです。	PALARISからの連携を想定しており、同機関から合意を得ています。PALARISは地理情報システムを活用しているため、同システムで利用可能なデータ形式とご認識ください。詳細な形式については、業務開始後にPALARISと協議いただくことを想定しています。
6	18	第4条 2. (3) JCCの開催	「ワークプランについて議論し、承認する。」とありますが、本業務ではワークプランは作成せず、インセプションレポートを作成することになっています。本企画競争説明書全体に渡り、「ワークプラン」を「インセプションレポート」と読み替えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	18	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 業務にかかる事項 (3)JCCの開催	原則として半年に1回の頻度で合同調整委員会(JCC)を開催するとありますが、本業務は、開発計画調査型技術協力のスキームであり、通常は、報告書のタイミングで報告書の内容についてJCC会議(または通常の開発計画調査型技術協力のプロジェクトではSteering Committee Meeting)を行うのが一般的かと思います。本業務では、各報告書のタイミングでJCC会議を開催すると読み替えることで問題ないでしょうか。	PR/RおよびIT/Rのタイミング以外については、地域振興計画案を推敲し、完成させていくプロセスで必要にJCCが必要となるため、その目的も踏まえ、プロジェクト期間の中で、半年に1度のJCC開催を計画させていただきます。

8	18	企画競争説明書P.18 第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.業務にかかる事項 (3)JCCの開催	JCC会議における合意・承認事項についてですが、 ①ワークプランについて議論し、承認するのとありますが、こちらはインセプションレポートと読み替えさせていただくことで問題ないでしょうか。 ②モニタリング及び評価を実施し、必要に応じて計画を修正するというのは、プロジェクトの実施計画のことを指しているのでしょうか。本事業は、技術協力プロジェクトと異なり、ワークプラン、モニタリングシートがないので、こちらはマスタープランのことでしょうか。	①はご指摘の通りです。 ②はご指摘の通りです。
9	19	第4条 2. (5) 2) 地域振興計画策定に向けたステークホルダー会議・ワークショップの開催	「少なくとも2回のステークホルダー会議またはワークショップを開催する」とありますが、これは選定した各州について2回ずつ(2州を選定した場合は、2回×2州で4回)実施するということでしょうか。また、参加者への交通費や日当は本業務の一般業務費で負担する必要がありますでしょうか。	コロール州での開催(2回)を想定しています。 参加者への交通費や日当については、一般業務費での計上は不要です。
10	20	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.業務にかかる事項 (5)歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画の策定 6)優先プログラム・事業と実施戦略の提言	優先プログラム・事業とは、マスタープラン全体としての優先プログラム・事業を指していますでしょうか。その場合、ペラウ国立博物館をハブとした観光振興以外に、地域振興に必要な他のプログラム案や事業案もあると思います。その中から優先プログラム・事業が選定されると理解していますが、最初からペラウ国立博物館をハブとした日本関連遺産を活用した観光振興に限定して検討を行うことを想定されていますでしょうか。	優先プログラム・事業については、ペラウ国立博物館をハブとした日本関連遺産を活用した観光振興に限定して検討を行う事を期待しています。
11	21	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (6) プロGRESSレポートの作成・説明・協議 および 企画競争説明書P.27 第5条 報告書等	プロジェクト開始6か月後までの進捗を取りまとめたプロGRESSレポートを作成すると思いますが、p.27では、プロGRESSレポートの提出時期が業務開始後約8か月後とあります。 通常、レポートのとりまとめは、最低1ヶ月はかかりますが、8ヶ月までの進捗を取りまとめることとなると、業務開始後9-10ヶ月後にプロGRESSレポートが完成することになるかと思えます。 プロジェクト開始6か月後までの進捗を取りまとめることを想定されているのでしょうか。それとも、プロGRESSレポートの提出時期を、業務開始から10か月後を想定されているのでしょうか。	PR/Rの提出時期は、目安であるため、作業の進捗を踏まえてご提案頂いて結構です。
12	23	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.業務にかかる事項 (12)ペラウ国立博物館の展示改善	デジタルコンテンツや体験型展示等の展示改善に関する具体的な提案を行うとありますが、同時に、展示改善にあたっては、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課による改善支援及び、助言に基づき受注者が実施するものとすると記載があります。 これは、受注者がデジタルコンテンツなどの体験型展示への展示改善について受注者が提案を行い、その提案に基づいて、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課から助言を受け、それを受注者が実施をするということでしょうか。 また、署名済みのR/Dにおいて、ペラウ国立博物館の展示改善を行うことまで含まれていないように見受けられますが、実際に展示改善を行うことについて現地政府(ペラウ国立博物館)と合意済みでしょうか。	国内支援委員には、博物館運営(展示改善)に知見を有する委員を委嘱しております。博物館で展示するデジタルコンテンツの内容及び体験型展示に関しては、事業予算の範囲内で委員の助言を元に実施いただければと思います。 展示改善については、先方と合意済みです。
13	23	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.業務にかかる事項 (13)パイロット時用の実施	パイロット事業は、ツアー造成に係るパイロット事業を実施することについて、現地政府と合意済みでしょうか。署名済みR/Dでは、遺産保全とコミュニティベースの観光モデルについて、パイロット対象サイトが1-2州という点しか記載がなく、実際に、ツアー造成に当たって考慮すべき点についても現地政府とすでに合意済みなのかについて確認をさせていただきます。	合意済みです。
14	24	パイロット事業費	「パイロット事業については、C/Pと協議の上、決定する」との指示が記載されており、「パイロット事業費として1,000万円程度を想定する」との記載があります。 プロポーザル作成時には、具体的な事業内容や、事業費が想定できないことから、上記のパイロット事業費1,000万円については、定額計上とし、プロポーザル提出時の見積には含めない、との理解でよろしいでしょうか。	パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(1,000万円)に関しては、本回答をもって定額計上とし、P.43(2)上限額について に関しては、額【上限額】59,237,000円(税抜)正【上限額】79,237,000円(税抜)と変更いたします。 P.44(4)定額計上について に関しては、20,055,000円とし、内訳は本邦研修(本邦招入い)にかかる経費(税抜7,555,000円)機材費(税抜2,500,000円)パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(10,000,000円)の3項目といたします。

15	24	4. 業務の内容(13)パイロット事業の実施	本業務期間内に実施する「日本関連遺産を活用したツアー造成」とは、ツアー企画・設計に加え、実際にツアーを実施し参加者を案内する工程まで含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	24	第4条 2. (13) パイロット事業の実施	「当該パイロット事業費は1,000万円程度の規模を想定する。」とありますが、これはプロポーザル提出時の見積りに含まれるのでしょうか。	パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(1,000万円)に関しては、本回答をもって定額計上とし、P.43(2)上限額について に関しては、額【上限額】89,237,000円(税抜)正【上限額】79,237,000円(税抜)と変更いたします。 P.44(4)定額計上について に関しては、20,055,000円とし、内訳は本邦研修(本邦招へい)にかかる経費(税抜7,555,000円) 機材費(税抜2,500,000円) パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(10,000,000円)の3項目といたします。
17	24	4. 業務の内容(13)パイロット事業の実施	(“質問1”の理解においてツアー実施を含む場合。)ツアー実施に際し、参加者から金銭的対価(参加費)を徴収することを提案することは可能でしょうか。また、徴収可能な場合、当該収益を得ることができる主体について制約(例:現地及び日本の旅行会社等の関係主体、あるいは本業務の受注者等)はございますでしょうか。	現実的な参加者の動向を把握する目的において、参加費を徴収することも可能です。一方で徴収した参加費はCPと相談の上、本事業全体の実施に依り必要とされる物品購入や、準備費に充てたいことも可能です。尚、充てを念頭に、参加費設定、他務設定はお控えください。ご指摘の通り、収益取得者はCPに限りませう。なお、日本の旅行会社などの関与については、パイロット実施主体ではなく、ツアーに関する助言を頂く等を想定しています。
18	24	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容(13)パイロット事業の実施	「パイロット事業費は、1000万円程度の規模を想定する。」とありますが、この価格は現地再委託を想定されている「パイロット事業実施に係る整備業務(受入環境整備)」で想定されている金額のことでしょうか。それとも、再委託費以外に、パイロット事業全体の実施が、1000万円程度という想定でしょうか。	御指摘の通り、現地再委託を想定されている「パイロット事業実施に係る整備業務(受入環境整備)」に該当します。
19	26	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容(17) その他	本件は、開発計画調査型技術協力プロジェクトですが、エンドライン調査が必要でしょうか。	企画競争説明書P.26に記載の通り、必要です。
20	27	第2章 特記仕様書(案) 第5条 報告書等	地域振興計画ドラフトファイナルレポートの提出時期が、履行期限末日の約3カ月前とあり、地域振興計画ファイナルレポートは、最終JCC前となっております。最終JCC会議は、ドラフトファイナルレポートへのコメント、修正、ファイナルレポート印刷のための時間を考慮し、履行期限末日の2-3カ月前に通常実施しますが、地域振興計画ドラフトファイナルレポートの提出時期は、履行期限末日の約6カ月前ということでしょうか。	ご指摘のプロセスを踏まえ、3~4カ月前の提出を想定していますが、修正等の時間を考慮し、5~6カ月前の提出が必要である場合、プロポーザルでご提案ください。
21	27	第2章 特記仕様書(案) 第5条 報告書等	プログレスレポート、インテリムレポート、地域振興計画ドラフトファイナルレポート、ドラフトファイナルレポート、地域振興計画ファイナルレポート、ファイナルレポート、全て日本語と英語の両言語が求められていますが、日本語のレポートの使用目的についてご教示いただけますでしょうか。2024年7月1日付で、貴機構の調達・流通業務/調達推進室から、ECFAに対してJICAの予算削減に関する提案の回答として、和文の報告書は原則禁止し、必要な場合は要約のみを作成するという提案があったと聞いています。	本事業は日本関連遺産を対象としており、日本国内においてそれらの知見を有する国内支援委員(沖繩県庁等)による助言・確認を受けつつ実施することを想定しています。これら委員による専門的観点からの内容確認や、表現の適切性の確保を円滑に行うために、本事業で日本語による成果品の作成を行います。
22	28	第5条(4)業務実施報告書	業務実施報告書のみ、前ページの「本業務で作成・提出する報告書及び数量」の表に記載されておませんが、これはどのような位置づけの報告書になるのでしょうか。	御指摘をありがとうございます。記載漏れがあり、失礼いたしました。業務実施報告書は本業務で作成・提出する報告書と同等のもので、契約終了時に御提出いただくもので、案件終了3カ月前にCPと報告書を作成し、発注者に提出をお願いいたします。
23	29	第2章 特記仕様書(案) 第5条 報告書等 (5)技術協力作成資料 企画競争説明書P.30 第2章 特記仕様書(案) 第6条 再委託	(5)技術協力作成資料に⑧地域振興計画広報用動画、⑨プロモーション用動画が挙げられておりますが、これらの広報用動画の作成について、国内再委託をすることは認められますでしょうか。	係る資料作成におけるCP側の能力育成及び、国内支援委員の助言も踏まえた作成の観点から国内再委託は現状想定しておりません。一方で、事業開始時のCP側人材の能力等によっては、CPやJICAと協議の上で柔軟に対応することは想定いたします。
24	30	第2章 特記仕様書(案) 第6条 再委託	パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用は本見積りと記載がございますが、P.24にこれらの提案を元、C/Pと協議の上、パイロット事業内容を決定する。」とあり提案段階で金額を提案する事が難しいため、定額計上させていただけないでしょうか。	P.44(4)定額計上について に関しては、20,055,000円とし、内訳は本邦研修(本邦招へい)にかかる経費(税抜7,555,000円) 機材費(税抜2,500,000円) パイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(10,000,000円)の3項目といたします。
25	33	第2章特記仕様書(案) 別紙1 案件概要表 3. 事業概要 (7)他事業、他開発協力機構等との連携・役割分担 2)他の開発協力機関等の援助活動	「笹川平和財団は、アイライ州をパイロット地区として地域密着型観光事業の運営支援を行い、PVAが運営を担っている。(中略)今後は他州への拡大が予定され、本事業と直接的な重複も見込まれることから、対象州等のすみ分けを明確化しつつ、観光パッケージ案検討にあたっての先行事例として参考とする。」とありますが、実際、笹川平和財団は、ハバルタオ島の10州全てを対象にして取り組みを開始し、現時点で8州が参加していると聞いています。この認識をもとに提案をしてもよいでしょうか。	当該仕様書は笹川財団構内のヒアリングを通して作成しておりますので、一般的には仕様書に記載の内容に基づいていただければと思います。万一ご自身の補足情報をお持ちの場合は、その旨記載いただき、ご提案ください。
26	41	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目録と業務従事者構成案 1)業務量の目録	上記の業務人月には、事前業務も含まれます。とありますが、事前業務とは、本邦研修の事前業務のことでしょうか。	ご理解の通りです。
27	41	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目録と業務従事者構成案 1)業務量の目録	「案件概要表では17人月を想定されていたようですが、1人月が貴機構の想定業務量から減った理由を差し支えなければご教示ください。」	本邦研修の実施回数が概要表作成時から変更になったためです。
28	42	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	コピー機等の事務機器が便宜供与されることになっていますが、具体的にはどのような機材でしょうか。プロジェクトの運営に必要な資料の印刷などを行うことができる機材なのか、それともプロジェクトの運営に必要な機材については、こちらで想定して見積りに含めておく必要があるのかご教示ください。	コピー機および執務室内の机等が便宜供与される予定です。事務用のコピー機は、白黒、カラー印刷を想定しており、資料の印刷等には使用可能です。ただし、パンフレットなどの印刷機能はございません。上記の便宜供与で不十分と想定される場合には、見積りに適宜含めてください。
29	43	(1)報酬について 報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。	1頁目の冒頭(3)にて、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、費税不課税取引とします…となっており、国外取引ではあるが、(2)国内業務/国内業務主体の場合の直接人件費基準月額(上限)を利用し、積算するのでしょうか。国外取引と整理しているが、国内業務/国内業務主体の直接人件費基準を利用することと整合性が無いと思われる。	御指摘の通り、本事業は“(1)現地業務が主体の場合”に該当いたします。記載違いがあり、失礼いたしました。本回答を持ちまして、以下の(1)報酬についての部分を削除とさせていただきます。 P.43.4.見積書作成にかかる留意事項 (1)報酬については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。見積書の構成は以下のURLに記載しています。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul/g/index_since_201404.html

30	43	(1)報酬について	現地渡航がある案件となりますが、「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に該当し、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算となりますでしょうか。	上記同様です。失礼いたしました。
31	43	4. (1)報酬について	「報酬単価(上限額)」については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。とありますが、本業務は「(1)現地業務が主体の場合」の報酬単価を参照するのではないのでしょうか。	上記同様です。失礼いたしました。
32	43	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (1)報酬について	報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。と記載がございますが、本業務は現地業務が主体の場合ではないのでしょうか？	上記同様です。失礼いたしました。
33	44	(4)定額計上について	本文中の定額計上の合計額(7,555,000円(税抜))と費目別の別表の合計額(10,055,000円)が一致しておりません。正しい定額計上額についてご教示のほどよろしくお願いいたします。	御指摘をありがとうございます。記載違いがあり、失礼いたしました。またパイロット事業実施に係る整備業務に係る費用(1,000万円)に関しては、本回答をもって定額計上とし、P.43(2)上限額について に関しては、誤【上限額】89,237,000円(税抜) 正【上限額】79,237,000円(税抜)と変更いたします。
34	44	(4)定額計上について	企画競争説明書の当該ページ・項目には「 <input type="checkbox"/> 本案件には定額計上があります(7,555,000円(税抜))。とありますが、p.44~45の「対象とする経費」を明記した表には、2項目(本邦研修にかかる経費と機材費)が示されています。定額計上の合計は、同2項目の合計金額である10,055,000円(税抜)ではないのでしょうか。	上記同様です。失礼いたしました。
35	44	4. (4)定額計上について	「本案件は定額計上があります(7,555,000円(税抜))。とありますが、定額計上の金額は本邦研修にかかる経費及び機材費の合計で、10,055,000円ではないのでしょうか。	上記同様です。失礼いたしました。
36	44	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	本案件は定額計上があります(7,555,000円(税抜))と記載がございますが、本邦研修(本邦招へい)にかかる経費7,555,000円と機材費2,500,000円が定額計上(10,055,000円)と理解できませんでしょうか？	上記同様です。失礼いたしました。
37	44	(4)定額計上について	本案件は定額計上があります(7,555,000円(税抜))とありますが、その後の定額計上の対象費目を確認すると、本邦研修(7,555,000円)と機材費(2,500,000円)があります。機材費も定額計上に含まれると理解してよろしいのでしょうか？もしくは、本邦研修のみとなりますでしょうか？	上記同様です。失礼いたしました。

以上